

お客さま各位

備北信用金庫

「民法改正」を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、2020年4月1日の民法（債権法）改正を踏まえ、下記のとおり各種預金規定等を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定内容

主な改定事項は次のとおりです。

(1) 定期預金の満期日前解約の制限の明確化

期日指定定期預金規定の例

改定後	改定前
(利息) (1)～(2) (省略) (3)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4)当金庫が お客様からの解約請求に応じる場合、 <u>当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合</u> 、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (以下省略)	(利息) (1)～(2) (省略) (新設) (4)当金庫が やむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (以下省略)

(2) 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

普通預金規定の例

改定後	改定前
(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。 (2)～(5) (省略)	(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (2)～(5) (省略)

(3) 各種規定変更時の周知方法についての明確化

普通預金規定の例

改定後	改定前
(規定の変更) (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(新設)

2. 改定日

2020年4月1日(水)

3. 改定する主な預金規定等

当座勘定規定(一般用)	自由金利型定期預金規定(大口定期)
定期性総合口座取引規定	自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)
普通預金規定(決済用普通預金「無利息型」を含む)	変動金利定期預金規定
貯蓄預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
納税準備預金規定	定額複利預金規定
通知預金規定	自動継続定額複利預金規定
定期積金(スーパー積金)規定	休眠預金等活用法に係る預金規定(全預金共通)
期日指定定期預金規定	びしん貸金庫規定
自動継続期日指定定期預金規定	
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	

※規定により変更内容は異なりますので、2020年4月1日以降、変更後の規定を当金庫ホームページにてご確認ください。

※ご不明な点等がございましたら、当金庫の窓口へお問い合わせください。

以上